

令和6年度さいたま市市民参加による

魅力発信情報誌制作等業務要求水準書

1 業務名

令和6年度さいたま市市民参加による魅力発信情報誌制作等業務

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月24日まで

3 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所外

4 予算の上限額

4,999,500円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 業務の目的

総合振興計画「2030さいたま輝く未来と希望のまちプラン」で定める本市の目指す将来都市像「上質な生活都市」「東日本の中枢都市」のイメージ形成を図るとともに、市民の地域への愛着醸成を図ることを目的とする。そのため、行政と市民、事業者が一体となって、既存の本市の魅力をブラッシュアップし、また、隠れた魅力あるヒト・モノ・コト・個性・さいたまらしさ（以下「地域資源」という。）を掘り起こし、市民自らが地域内外に本市の魅力として発信する情報誌を作成する。

6 業務内容

公募により参加する市民（以下「市民ライター」という。）自らが市の将来都市像のイメージ形成に資する「さいたま市」の隠れた魅力ある地域資源を選び出し、それらを通してさいたま市の魅力を引き出し、デザインの視点で訴求する情報誌を作成する。市民ライターによる取材・撮影、原稿作成にあたっては、市民ライターのスキルアップの観点を踏まえて専門家によるレクチャー・ワークショップ等を実施すること。また、提案者は、本誌が単なる観光冊子ではなく、取材先（人や店舗）を通してさいたま市の魅力を紹介する冊子であることを十分に理解し、市民ライターにもこのことを十分に認識してもらうよう適切な指導・助言をすること。事業の広報・周知等にInstagramの運用・管理・活用を効果的に行うこと。市民ライターが作成する記事の内容については、冊子等（Instagram）の目的に沿うよう記事のレベルを引き上げるなどのコントロールを行い、進捗管理を行うこと。

(1) 想定する事業全体の流れ

本事業の実施に当たり、全体構成、記録、市民ライター募集・選考、レクチャー等の運営、写真撮影、デザイン、レイアウト、編集及び印刷製本等の作業について受託者が行うものとする（市有施設使用可）。また、原則として月に1度、進捗状況の報告を市に対して行い、それに対する意見を作業に反映すること。なお、業務遂行にあたり、災害、感染症の影響がある場合、実施可能な代替案を講

ずること。

- ・市民ライターの募集・選考

募集・選考方法は提案による。募集については市の広報媒体の活用も可。事前のイベントや講演会等を通じて広く認知させることも可。募集人数は最低10人を想定（提案内容に応じた人数を設定すること）。

- ・専門家によるレクチャー・ワークショップ

専門家は、レクチャー・ワークショップ等、取材先の選考から記事が完成するまでの間の一連の助言、編集サポートを行うこと。レクチャー・ワークショップは全6回を想定しているが、提案内容によってはこの限りでない。なお、開催方法についても提案による。

- ・取材候補の決定

- ・ロケハン・取材等

- ・原稿作成・編集・印刷製本

校正については市からの校正を3回程度受けること。

(2) 情報誌のコンセプト等

- ・情報誌の名称

さいたま市民が作る地域の魅力発信情報誌「sai」

- ・メインターゲット

20～40代の女性

- ・コンセプト、掲載内容及び情報誌の仕様

ア コンセプト

以下の3点をコンセプトにした、行政が発行する冊子のイメージから離れた自由な発想・デザインの冊子

- ・さいたま市の目指す将来都市像「上質な生活都市」「東日本の中枢都市」のイメージ形成

- ・既存の魅力のブラッシュアップ

- ・隠れた魅力の発掘

イ 掲載内容

- ・さいたま市の住みやすさを実生活を通して体現する魅力的な地域資源（自然、食、趣味、スポーツ文化、子育て、国内外で活躍する人・団体、市内で活躍するグループなど）

- ・市の先進的な取組・施策など

※詳細は提案によるものとする。

ウ 仕様

ページ：20～24ページ程度

サイズ：A4～B5程度

紙質：マットコート 菊版 62.5kg以上のもの

刷色：4/4C

※詳細は提案によるものとする。

(3) Instagram アカウントの運用

令和5年度の本業務において運用された Instagram アカウント (ID:sai_miryoku) を引き継ぎ、運用・管理・活用を行うこと。

(4) 広報・周知に関すること

ア 6(3)における Instagram アカウントを用いて冊子のPRを行うこと。

イ 多くの方に興味を持っていただくため、効果的な広報・周知手段を提案すること。

ウ さいたま市の各種広報ツールによる広報業務は市が実施する。

(5) 市民ライター経験者の活用

前年度までの本業務において活動した市民ライターを活用した、市の魅力発信に資する効果的な提案をすること。なお、市民ライター経験者に対しては、市がその活用について同意を得るものとし、同意が得られた者を活用の対象とすること。(最大18人)

7 成果品の納入

1	報告書（ワークショップの実施記録含む）＜電子データ＞	CD-R等の電子媒体による納品	1部
2	情報誌（データ版）	CD-R等の電子媒体による納品 （データの形式は別途指定）	2部
3	情報誌（冊子版）	別途、市が指定する納入場所	10,000部
4	写真・画像データ	CD-R等の電子媒体による納品 （データの形式は別途指定）	適宜

8 成果品納入期限・場所

(1)期限 令和7年3月中旬

(2)場所 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部シティセールス担当

9 権利関係

本業務委託により作成した成果品の著作権その他これに類する権利は、全て市に帰属する。

10 留意事項

- (1) 業務内容及び業務の進め方については事前に市と協議すること。また業務の進行状況について、市に随時報告するとともに、指示を受けること。
- (2) 業務内容は第三者に漏えいしてはならない。
- (3) 第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- (4) 個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏えいが生じないように管理すること。また、受託者が取り扱う個人情報については、市が保有する個人情報としてさいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）の適用を受けるものとする。
- (5) 本要求水準書に記載がない事項については、市と事前に協議し、その指示に従うこと。
- (6) 市が所有する写真、その他資料等が必要となった場合は、可能な限り貸し出しし、閲覧等の提供を行う。
- (7) 本業務に係る一切の経費は受託者が負担すること。

11 その他

本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。

なお、「仕様書」については、本要求水準書に基づき最優秀提案者が市へ提出した企画提案書を基に、市と最優秀提案者の協議の上で作成する。また、業務の実施に当たり、仕様書に記載のない事項が生じた場合は、市と受託者で協議の上決定すること。